

様式第1号

同一生計世帯の世帯員
全員の収入状況を記載

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

(整理番号) No.

保護者等 氏名		住所		児童・生徒氏名		学校名・学年(特別支援学級名)等		※ 地区別・地域の 級地区分 IV - 3 - 1		学校長確認印	
鯖江 太郎		鯖江市西山町 13-1		鯖江 一郎		〇〇小学校(6年4組)					
世帯の収入状況			世帯の状況(前年12月末日現在)			需 要 額 等					
			氏名	生年月日 (満年齢)	職業または 在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有無)	教育扶助		生活扶助			
						通学費	※学校給食費	※基準額	※第一類	※期末一 時扶助	※第2類
所得 控除 前	総所得金額	円 3,500,000	鯖江 太郎	S40.4.1 (46)	会社員	前年の12月31日現在 の学年・年齢記載					
	退職所得金額		鯖江 花子	S44.5.1 (42)	主婦						
	山林所得金額		鯖江 一郎	H12.5.1 (11)	〇〇小学校 (5年4組特別学級通学)						
	計	A 3,500,000	鯖江 一男	S10.10.1 (76)	無職						
所得 控除	社会保険料	650,000									※ h (住宅扶助)
	生命保険料等	41,200									円
	計	B 691,200									※ (a~hの合計) i (需要額)
※ 所得額 (A - B)	C										円
※ 所得月額 (C×1/12)	D										※ 収入額 需要額
※障害者加算控除 (保護基準により算定)	E										F
※ 収入額 (D - E)	F		合 計			a	b	c	d	e	i =
通学 費 明 細	(通学費を要した者毎に記入すること)				特記事項			支弁区分 <input type="checkbox"/> I段階(令第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> II段階(令第2条第2号該当) <input type="checkbox"/> III段階(令第2条第3号該当)			

- (注) 1. 支弁区分欄は、特別支援学級の場合は、収入額が需要額の2.5倍未満の者はII段階、2.5倍以上の者はIII段階として処理すること。
2. 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。
3. 太枠内を記入すること。

収入額・需要額調書の記入上の注意事項

I 保護者等の記入上の注意

1. この書類は、就学奨励費の支給を受けるために必要なものですから正確にありのままを記入してください。
2. 保護者等は※の付してある欄は記入する必要はありません。(太枠線内のみ記入してください。)
3. 保護者等氏名欄に、記名押印をしてください。
4. 住所については、この調書を提出するときの住所とし、前年の12月31日の住所と異なる場合は()内に前年の12月31日の住所を記入してください。
5. 世帯の収入状況の欄は、同一生計世帯の世帯員全員の収入状況について記入することとなります。記入する金額は、本年度納付することとなった、都道府県民税、市町村民税の課税の基礎となった所得控除を控除する前の所得金額とし、課税のときに控除された社会保険料、生命保険料及び地震保険料の額を記入します。
6. 世帯の状況の欄は、前年の12月31日現在の世帯の状況を記入します。したがって、「年令」、「在学学校名、学年(特別支援学級通学の有無)」欄も前年の12月31日現在の状況により記入することとなります。

なお、在学学校名等は次の例により記入すること。

〇〇県立〇〇盲学校小学部第1学年

〇〇町立〇〇小学校第2学年A組特別支援学級に通学)

〇〇村立〇〇中学校第3学年A組

7. 「通学費」の欄は、小学校、中学校の特別支援学級等又は盲・聾・養護学校の小学部・中学部に通学していた児童・生徒が前年の4月から今年の3月までに実際にかかった交通費に1/12を乗じた額(円未満四捨五入)を記入してください。
8. 次の証明書を添付すること。
 - (1) 収入に関し、記載内容を証明する市町村の証明書及び在学する学校から指示される書類
 - (2) 児童福祉施設等又は指定療育機関(国・公立の病院等)に入っている児童等の保護者等がこの書類を提出する場合は、
 - ・教育費についての措置費を受けていない旨の施設の長等の証明書
 - ・指定療育機関で療育の給付を受けていない旨の機関の長等の証明書

II 学校又は教育委員会の記入上の注意

1. 「都道府県の地区別区分」、「地域の級地区分」欄は保護者等の住所により、生活保護法による保護の基準に示す区分に従って、該当するものに○を付すること。
2. 「教育扶助基準」欄の「学校給食費」及び「基準額」については、それぞれ小学校、中学校又は盲・聾・養護学校の小学部・中学部についてのみ記入すること。
3. 「生活扶助基準」欄の「第1類」、「期末一時扶助費」は、同一生計世帯の世帯員全員について、個人ごとに記入し、「第2類」及び「住宅扶助基準」欄は持家、借家を問わず世帯ごとに記入すること。
4. 収入額/需要額(F/i)は、切り捨てにより小数点以下第二位まで求めること。